

養老町行財政改革

(重点事項別)

結 果 報 告 書

養老町役場 企画政策課

～ 目 次 ～

1.	はじめに	1
2.	体系について	2
3.	行財政改革大綱の基本的な考え方	3
4.	養老町行財政改革推進体制	4
5.	行財政改革重点事項の検証	5

1. はじめに

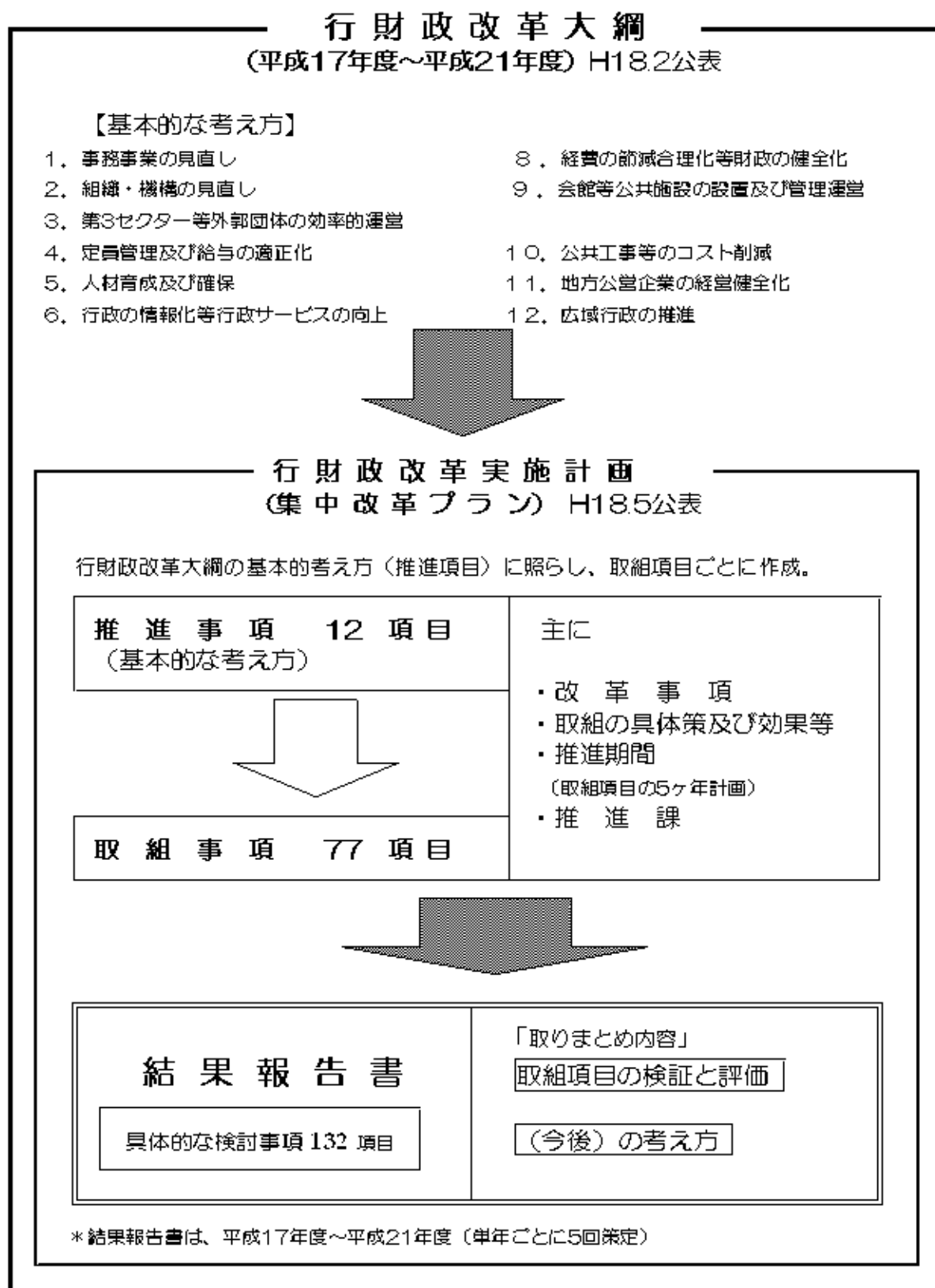
ここ数年の社会情勢の急速な変化、経済状況の悪化、少子・高齢化の一層の進展、国から地方への権限移譲、地方交付税等の削減という変化の中、当町といたしましても、財政運営の健全化、町民と行政の協働体制、簡素で効率的な行政運営という視点から平成12年度に行財政改革大綱、実施計画を策定し、行財政改革を推進してまいりました。

行財政改革をさらに推進していくため、平成18年2月に『養老町行財政改革大綱』を町議会行財政改革特別委員会及び行財政改革推進本部との協議、一般公募による養老町行財政改革まちづくり委員会からの答申内容を踏まえ、全庁を対象に行財政改革の基本的な考え方をとりまとめました。また、この大綱の実現に向け、当町では『養老町行財政改革大綱』の実現を図るため、同年5月には77項目132の取組内容の詳細について記載した『養老町行財政改革実施計画（集中改革プラン）』（平成17年度～平成21年度）を町議会行財政改革特別委員会及び行財政改革推進委員会に対し策定経過並びに計画内容等について説明するとともに、広報誌及びホームページへの掲載を通じて町民の皆様方に広くお知らせした上で策定いたしました。

各年度の取組みについて、各所管課にて前年度の取組み実績を検証することによって、次年度以降の推進に役立てていくというPDCAマネジメントサイクルの考え方を取り入れ、前年度の取組み結果を議会並びに行財政改革推進委員会に報告し、貴重なご意見、ご提言をいただきながら推進しました。

このたび、5年間の取組項目における実施状況や財政的效果、スケジュール、今後の方向性などについて評価・検証しましたので報告します。

2. 行財政改革大綱、実施計画及び結果報告書の体系について



3. 行財政改革大綱の基本的な考え方

町は平成12年より行政改革大綱、実施計画を策定し、行財政改革を推進してきましたが、さらに前例にとらわれることのない思い切った行財政改革が必要であり、平成17年度に歳出全体の見直しなど補助金等10%のスリム化から始め、推進本部、実行委員会と職員一丸となって具体的な実践を積み重ねてきました。現在、地域自治に対する住民の意識は確実に高まり、今後は納税者や利用者である町民の立場に立った行政運営がより強く求められます。町民のニーズを的確に把握し、求められる事業を最小のコストで迅速に実現していけるよう、すべてのシステム、職員の意識、行動を変えていかなければなりません。同時に住民に対して、受益に見合った負担、権利に伴う義務を明確に求め、今まで以上に地域社会に関与しなければならないことを理解してもらう必要があります。

今後も持続可能な行財政の運営への転換を推進し、簡素で効率的な行財政システムを確立することが喫緊の課題となっています。

そのためには

1. 事務事業の見直し
2. 組織・機構の見直し
3. 第三セクター等外郭団体の効率的運営
4. 定員管理及び給与の適正化
5. 人材育成及び確保
6. 行政の情報化等行政サービスの向上
7. 公正の確保と透明性の向上
8. 経費の削減合理化等財政の健全化
9. 公共施設の設置及び管理運営
10. 公共工事の見直し
11. 地方公営企業の経営健全化
12. 広域行政の推進

以上の項目を重点事項として、行財政改革を推進しました。

なお、この改革の実施期間は平成17年より概ね5年間とし、町民の参画をはじめ、議会の理解と協力のもとに推進しました。

4. 実施計画の取組状況について

(1) 総括

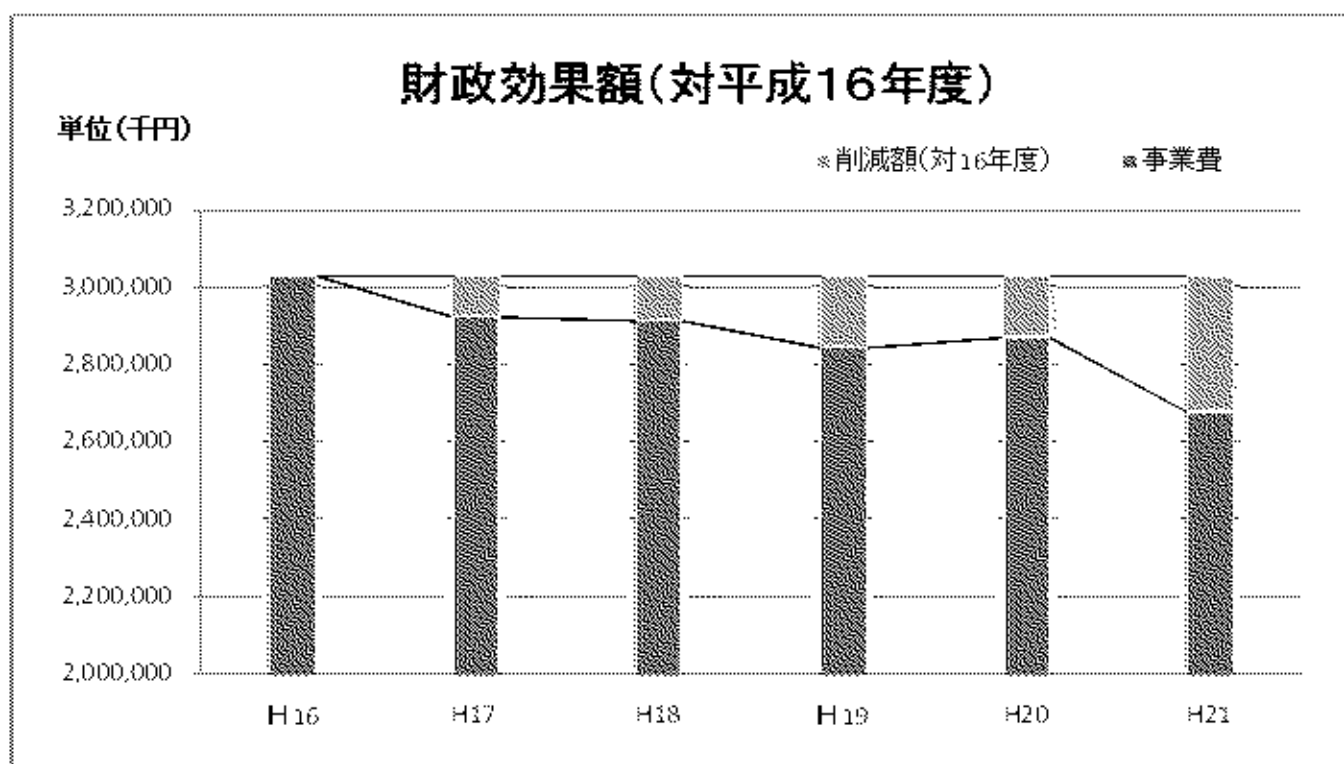
◎総合評価

区分	総合評価	構成比%
A	11	7.3%
B	79	52.8%
C	41	27.3%
D	2	1.3%
中止など	17	11.3%
合計	150	

※項目数の合計は各所管課のシート枚数によるもので、実際の行革取組項目は132項目。

◎行財政改革による財政効果額（単位：千円）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	財政効果額
事業費	3,030,928	2,923,511	2,913,239	2,843,963	2,870,675	2,677,036	
削減額（対16年度）		107,417	117,689	186,965	160,253	353,892	926,216
実施計画時財政効果予定額		101,518	98,838	122,006	119,048	148,228	589,638



5. 行財政改革重点事項の検証

第1 事務事業の見直し

すべての事務事業について、社会経済情勢の変化及び市民ニーズの多様化への的確な対応、行政の責任領域の範囲、費用対効果、公平性の確保等の観点から常に見直しを行い、継続することに問題があるものについては、従来の取扱いにとらわれることなく、廃止、縮小、統合、代替、簡素化等を進めました。

1. 事務事業の再編、整理、廃止、統合

【事業の廃止】

- 公共事業に係る移転家屋等見舞金（建設課）
- 日中少年教育交流団招致、日米交流（教育総務課）

【見直し・中止など】

- 日独交流（文化・スポーツ）（生涯学習課・スポーツ振興課）
 - ・ホームステイ受入などのボランティアを増やすとともに、スポーツ交流に文化交流を含めた交流としたため、経費は増となった。
- 社会を明るくする活動（総務課）
 - ・従来補助金を支出していない。
- 幼稚園の運営活動（教育総務課）
 - ・補助金を無くし、一般会計から物件費として直接払いとしたため。

2. 行政評価の推進

(1) 各課ヒアリングの実施

- 予算査定（総務課）
 - ・新年度予算策定時、新規事業については、事前に査定を実施。

(2) 行政評価制度の運用

- 行政評価制度の試行（企画政策課）（平成20年度～）
 - ・平成21年度に、約80の事務事業について各課単位で試行による評価を行い、その試行評価に基づきヘルプデスク（事後指導）を実施。平成22年度には全事業を対象に試行。

3. 新たな行政手法の検討

(1) PEI 制度の調査、研究

- 民間活力の導入（指定管理者制度の導入）
 - ・地域福祉センター（地域包括支援センター）
（民間に指定管理委託）
 - ・豊転作技術研修センター、寺町・桜井転作技術センター、農村婦人の家
（農林水産課）（平成17年度より各地域に管理委託）
 - ・老人福祉センター（健康福祉課）（社会福祉協議会へ管理委託）

4. 権限移譲への的確な対応

○岐阜県と市町村で、権限移譲に係る基本的な考え方について「県と市町村との役割分担検討会議」（11市9町村）による権限移譲及び役割の明確化を検討。平成20年4月に県が「権限移譲のあり方に関する報告書」を策定。

◎平成22年4月1日時点の状況

974項目のうち、75事務 568項目について、県より権限移譲済。

※974項目のうち、養老町が該当しない項目も含まれる。

5. 補助事業（補助金）の見直し

○各種団体規定に関する検討（各課）

- ・平成17年度に一律1割補助金を削減。さらに個別団体の会計状況を精査し、余剰金が多額に出ている団体については、さらに補助金を削減。

6. 規制緩和要請等による観光事業の活性化

○要望活動

7. だれにでもやさしいまちづくりの推進

○活動主体の転換（官から民へ）と具体的な検討（生活環境課）

- ・女性団体が中心となってマイバッグ推進活動が実施され、町としてもレジ袋削減協議会を設立。町・業者・各種団体が一丸となり町内のショッピングセンターやスーパーマーケットなど15店舗の協力を得て、平成20年10月1日からゴミ袋の有料化を実施。
- ・環境負荷の少ない生活の実現とその配慮の取組として、「養老町地球温暖化対策実施計画」を平成22年3月に策定。

○第4次総合計画の検証・第5次総合計画の策定（企画政策課）

- ・第5次総合計画を策定するため、505の施策について評価・検証を実施。
- ・第5次総合計画の策定に当たっては、2,000人を対象にした町民アンケートの実施、計画審議会の公募委員の募集のほか、まちづくり町民会議（仮称）では、ワークショップ方式にて今後の養老町のまちづくりについて協議するなど、多くの町民の皆さんに計画策定に関わっていただいた。

第8 経費の節減合理化等財政の健全化

厳しい財政事情の中、歳入、歳出のバランスを保つには、適正な歳入確保と歳出の合理的縮減が課題であり、財政指標の数値目標を掲げる等、経費の節減合理化と財政の健全化を積極的に推進しました。

1. 新たな行政手法の検討

(1) PFI 制度の調査・研究

- ・制度の調査・研究中（地方公営企業を含む）

2. 健全な財政運営の推進

(1) 財政の健全化、(3) 借入金の健全化、(4) 人件費の総枠管理

○バランスシート、行政コスト計算書等の策定（総務課）

- ・「地方自治体財政健全化法（平成19年6月）」が制定に伴い、財政の健全性を示す4つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率）の作成と公表が義務づけられ、平成19年度決算から公表。また民間の会計手法を取り入れた財務書類表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の策定に着手。

(2) 経常経費の節減

○職員事務服・作業着等負担補助の廃止

○主な広報等頁数抑制

○主な施設の各種保守点検業務（回数・点検項目）

○消防団消防車の購入延伸化、制服支給等点数制の導入（消防署）

(5) 使用料、手数料の適正化

○主な公共施設の有効活用の検討（使用料、目的外使用料の徴収）（関係課）

- ・職員駐車場使用料の徴収。

- ・スポーツ関係施設の使用料について、平成21年4月から改定。

- ・ふるさと養老秋まつり：お茶代の有料化（チャリティー方式）実施。

(6) 遊休地の活用

○土地開発公社（管理情報課）

- ・公共事業用地の先行取得を行っており、平成19年度に養老町役場庁舎前駐車場整備事業用地を、平成21年度には養老鉄道高田駅東駐車場及び心身障害者施設整備事業用地の町へ買い戻しを実施。

(7) 経年町営住宅の維持管理等の方策

○改良住宅について（管理情報課）

- ・入居者に対して詳細な意向調査の実施や不動産鑑定額に基づく「払い下げ」の金額提示を行い、可能なものから「払い下げ」による持家化を実施する方針。

- ・「改良住宅特別委員会」を平成21年12月に設置し、同委員会での審議や提言に基づき、調査・研究や関係機関との連絡・調整を現在推進中。

3. 全庁的な応援体制の強化

○各種イベントにおける職員の動員

- ・ 養老鉄道関連（桑名へのハイキング大会、他市町との交流会）
上記イベントに関しては、職員の自主参加
- ・ ふるさと養老秋まつり など

第3 第三セクター等外郭団体の効率的運営

行政の守備範囲の見直しや、民間協力の導入が大きな課題となり、これにあわせて外郭団体の設立目的や運営方法についても根本的にその見直しが求められています。

また、地方自治法の改正により、公の施設の運営管理は「指定管理者制度」に移行し、民間企業や NPO 法人なども事業に参入できるようになり、こうした状況の中で、外郭団体に対する経営指導のあり方や経営改革の方向性を明確にし、外郭団体の自立した経営環境の実現に向けて必要な経営改革方策、新たな関係を構築していくことが必要であります。

1. 経営改善の推進

○自主運営（自立）を基本とした団体等の実現

- ・ 各種農業団体（農林水産課）、体育連盟（スポーツ振興課）

○民間活力の導入（指定管理者制度の導入）（第1、3を参照）

◎指定管理者制度の導入

【中止】

◎土地開発公社（管理情報課）

◎交通安全対策協議会（管理情報課）

- ・ 外郭団体ではあるが、事業内容から見て行政が中心となって実施すべきものと考えられるため、計画中止。

第4 定員管理及び給与の適正化

定員管理は行財政改革を推進していく上で重要な柱の一つであります。根本的に発想の転換が必要で、退職不補充の代替策というだけでなく、行政運営の効率化、町民サービスの向上という視点から、民間委託等の実施が適当な事務事業については、積極的かつ計画的に導入すべきであると考え、長期的な視点から、必要最小限の職員採用を確保しつつ、少数精鋭主義を基本に定員管理を行いました。

※定員管理適正化数値目標（純減人数・純減率）

第八次定員モデル試算値（平成16年調査）においては、超過率マイナス1.85で、マイナス3人、類似団体職員数と比較しても20人少ない状況であります。さらに、平成11年4月1日から平成16年4月1日における定員抑制についても、スクラップ・アンド・ビルドのもと少数精鋭主義の考えで進んできました。これにより、集中改革プラン期間内における純減人数は20人、純減率は約6.8%を目標とします。

1. 定員管理の適正

- (1) 定員適正化計画の推進
- (2) 事務量に応じた管理定数の決定

○職員定数（総務課）

- ・平成17年度から平成21年度までの5年間で20人の削減を目指し、退職者の補充を必要最小限にとどめ定数抑制に努めており、平成21年度における職員の削減数は24名。職員の削減による財政効果額（平成17年度～21年度）は、311,338千円。

年度別職員数及び退職者数、採用者数（単位：人）

年度	職員数	退職者数	採用者数	増減数	備考
H16	307	13	8		・職員数は、当該年度4月1日現在の職員数を記載しています ※平成16年度中途採用者1名 平成21年度より事務組合1名追加派遣
H17	295	10	0	△12	
H18	288	9	3	△7	
H19	286	14	7	△2	
H20	283	22	11	△3	
H21	270	6	10	△13	

○各自治会館の嘱託職員への転換（総務課）

- ・経費の削減を目的に、現在各自治会館に配置している職員を、平成21年度から嘱託職員（町OB職員4名）を切り替えることで、大幅な人件費の削減。今後、全自治会館への拡大していく計画。

○特別職報酬及び定数の削減（総務課）

- ・平成19年4月より地方自治法の改正に伴い、これまでの助役に代わり副町長が置かれ、町長・副町長（1名）での町政運営となった。三役のうち収入役を廃止したことによる財政効果額は、84,813千円。

○特別職報酬及び定数の削減（議会事務局）

- ・議員提案により、法定数の半数の13人とする条例を可決、平成19年任期より実施。特別職等報酬審議会において、一律7%の削減を実施。これらによる財政効果額は、108,757千円。

○職員旅費の改正（総務課）

- ・平成17年度より下記のとおり実施。財政効果額は、37,417千円。
 - ①日当旅費の廃止。電車賃、高速道路料金、宿泊料金等の実費のみ。
 - ②日当手当の改正→行程25km未満の出張は、日当を支給しない。
行程25km以上の出張については、25km以上50km未満、50km以上の区分にて支給。
 - ③在勤地内旅費の改正（支給対象のうち、4時間以上→5時間以上に改正。）

2. 給与等の適正化

(1) 給与システムの検討

- ・給与システムを導入し、運用中（総務課）

(2) 臨時職員の活用の見直し

(3) 退職手当の対応策について調査・研究

- ・人事院勧告等に伴う給与の減額などにより、退職手当についても減額。

3. 能力主義、成果主義による人事制度等の研究・検討

(1) 地方公務員法を基本とした人事制度の研究

○人事評価制度の試行（総務課）

- ・平成20年10月には、養老町人事評価制度検討委員会設置要綱を制定。
平成22年1月第1次試行の実施（一部所属長・課長補佐級の職員を対象）

○各種委員会等の研修及び活動費等（負担金）の見直し（関係課）

○各種委員会等の委員報酬・手当の見直し（関係課・企画政策課）

- ・平成22年度から、1時間未満で終了する会議等については、報酬額を半減するほか、これまで現金払いにて実施していた報酬及び費用弁償を、口座振込にするなど、事務改善を推進する予定。

第5 人材育成及び確保

地方分権一括法の施行により、自らの判断と責任において町の実情にあった独自の政策展開が可能となりました。これは職員的能力や意識の差が自治体の差になることを意味します。

今後ますます多様化、複雑化する行政需要に対処するため、職員としては町民の視点に立った感受性豊かな発想力と、既存の枠組みや従来の概念にとらわれない専門性に裏打ちされた斬新的な能力が必要となります。行財政運営の効率化を進める中、町民全体への奉仕者としての自覚を持ち、自主的な職員研修機会の拡充を進め、グローバルな視点で新しい時代にふさわしい人材を育成していくため、確保職員の意識改革、資質の向上、能力開発の推進をしました。

1. 能力開発の推進

(1) 研修制度の充実

○研修の充実（総務課）

- ・職員の資質向上の取り組みとして、実務研修生として県へ職員を派遣、町主催の研修の実施、岐阜県市町村職員研修センターの研修会への自主的な参加の促進を継続して実施。
- ・平成22年4月から西濃地域各市町が連携して職員研修を行う組織として、「大垣広域協議会」が発足し、積極的に職員を参加させる計画。

○職員間の意識改革（全課）

- ・人事評価制度の構築にあたり、全職員に対し意識調査を実施。行政評価システム導入に伴う研修の実施。事務改善委員会にて町民サービス向上に向けた調査・研究の上、試験的ではあるが、窓口係を配置（平成19年度）、案内看板設置（平成20年度）、第5次総合計画策定にあたり、養老町の新しいまちづくりに対し、職員提案を実施。（平成21年度）

(2) 職員の公正な評価制度の検討

(3) 資格取得に対する評価の検討

(4) 任用替え（職種変更）制度の検討

○相互評価システム、人事異動希望制度、昇進試験制度（総務課）

- ・人事育成制度の確立については、人事評価制度の構築にあたり、平成20年10月に「人事評価制度検討会」にて検討を進めており、現在一部所属長、課長補佐級の職員に対して試行を実施。「相互評価システム」等の導入により緊張感のある職場形成や職員の主体的キャリアアップ形成を図ることを目的としており、人事評価制度導入後に「人事異動希望制度」や「昇進試験制度」の導入も視野に入れて推進していく。

2. 人材の育成

(1) まちづくり活動への参画

○まちづくり委員会（企画政策課）

- ・平成21～22年度に第5次総合計画の策定に伴い、公募の27名からなる（仮称）まちづくり町民会議を設置。平成22年の夏頃までに町へのまちづくりに関する意見を取りまとめることで動き出したため、平成21年度は3つのグループに分かれ、養老町の良さについてワークショップ形式での運営で平成21年度は4回会議を開催。

第6 行政の情報化等行政サービスの向上

町民サービスを向上するためには、町民ニーズの把握し、職員の接遇能力の向上とスピード化を推進する必要があります。各種事務事業に IT を積極的に活用するなど情報化を進め、電子自治体の構築における窓口サービスのあり方についても検討を進めました。

1. 行政の情報化の推進

(1) 個人情報保護に対応した内部情報システムの充実

3. 総合行政ネットワークへの取組み

(1) 電子自治体の構築の推進

(2) 情報化社会に適応した担当組織の強化

○財務会計システムの導入（管理情報課）

○庁舎内と出先機関を LAN 回線でネットワークを形成（管理情報課）

- ・住民基本台帳システムや納税などのシステムは別のシステムで管理しており、閲覧等を行う際には、情報の閲覧を規制している。

2. 地域の情報化

(1) ホームページ、電子メールの活用

(2) 各種申請業務の IT 化

○ホームページのリニューアル（管理情報課）

- ・基本的な質問について、ホームページ上に「よくある質問」として掲載。「よくある質問」として18の分野に分け、平成21年1月からホームページに掲載しており、今後必要に応じて随時更新。また一部の申請用紙については、ダウンロードできるように改良。

第7 公正の確保と透明性の向上

行政運営の公正の確保と透明性の向上するためには、行政手続制度を適正に運用するとともに、わかりやすい情報等の提供を行いました。

1. ホームページ等によるまちづくり情報等の提供

○町民向け情報サービスの提供（企画政策課・管理情報課）

- ・町ホームページのリニューアル
- ・ケーブルテレビによる行政情報番組の作成
- ・町広報誌アンケート調査
- ・行政情報番組に広報立ち読みチェックコーナーの新設

2. 区長会との連携強化

○各地区にて行政懇談会を実施。（総務課）

3. 町民参画の推進

(1) 女性の参画の推進

(2) 公募枠の検討

○各種審議会等における公募委員

計画審議会、まちづくり町民会議（仮称）、行財政改革推進委員会において、公募委員として参加していただいた。

4. 住民生活支援施策の充実

(1) 相談窓口の設置

(2) 支援施策の検討

○庁舎内窓口の改修（管理情報課・企画政策課）

- ・玄関に各課の業務内容を記載した看板を設置。
窓口業務の多い1階から業務内容を記載した案内看板の設置。
- ・窓口案内係を試験的に配置。（平成20年度）

5. 情報公開、個人情報保護の推進

○平成20年4月に「養老町パブリックコメント手続実施要綱」を施行し7月から適用。（総務課）

◎意見募集した政策等

平成21年1月	第4期養老町老人福祉計画・介護保険事業計画（素案）
平成22年1月	養老町地域福祉計画（素案）
平成22年2月	養老町次世代育成支援後期行動計画（素案）
平成22年度	第5次総合計画

第2 組織・機構の見直し

社会経済情勢の変化に伴い、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応することのできる、わかりやすく簡素で効率的な組織・機構を構築する必要があり、そのため、常に業務等の点検を行いながら、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした組織・機構の見直しを推進しました。

地方分権への対応、少子高齢化、健康福祉、生涯学習等新たな行政課題や多様な市民ニーズに即応するため、総合調整機能の充実や政策意思決定のスピード化など、機動的な組織機構に絶えず見直すとともに、業務が市民にわかりやすいよう、組織・機構の再編を進めました。

また、特定の行政課題に対してはプロジェクトチームの活用など、柔軟な取り組みの検討を実施しました。

1. 機動性に富んだ効率的な組織・機構づくり

○課の再編成（平成17年度）

- ・ 課の新設 ： 企画政策課（まちづくり、行革推進など）、
 商工労働課（企業誘致、商工業、観光など）
- ・ 課の名称変更 ： 管理情報課、農林水産課、会計課、教育総務課、
 スポーツ振興課

○消防組織の（係の）課制化（消防署）

- ・ 平成18年4月より消防総務課・警防課・予防課の3課体制へ移行

○（消防団）地域の入団等人口格差の是正、消防定数の削減、 消防団OBの活用（消防署）

- ・ 行財政改革主要課題検討会や消防団と協議を重ねた結果、消防組織及び定数の見直しを行わずに、当面は、団員の確保や操法大会への参加などについて柔軟に対応することとし、定員や部の再編、消防団OBの活用などについては継続的に協議していく。

○保育園・幼稚園施設に対する考え方（民営化・幼保一元化等を含めた検討） （健康福祉課・教育総務課）

- ・ 幼稚園・保育園施設の統廃合（民営化を含めた検討）については、行財政改革主要課題検討会で幼保一元化を含めた検討を実施。
- ・ 平成21年度に福祉部門で「次世代育成支援行動計画」策定時に、保護者に対して幼保一元化に関する項目のアンケートを実施した結果、賛否両論あることから、他市町の取り組みもみながら本町に即した幼稚園・保育園施設のあり方について引き続き協議・検討していく。

2. 庁内プロジェクトチーム等の設置、活用

- 男女共同参画、人事評価制度、公会計制度、第5次総合計画策定プロジェクト会議、行政評価制度、地域福祉計画など多数あり。

3. 新たな財源の涵養策の検討

(1) 産業振興による税収向上策

○企業誘致活動の推進（商工労働課）

- ・ 町内の休業工場及び遊休地等の現況調査、事業所台帳、企業、金融機関等への訪問による情報集を行っている。広報「養者」・ホームページでの企業誘致優遇措置制度のPR、パンフレットを作成。
- ・ 平成19年度に、工場等規模拡大企業への支援の充実を図るため、企業立地促進条例を改正し、指定要件を緩和。
- ・ 工場等立地可能な土地情報の提供を行い、企業誘致を効率的に推進するため、企業用地の土地登録制度を制定。
- ・ 町内の事業所を紹介したガイドブックを作成。（平成20年度から）

4. 国、県等の補助制度の有効活用

○国の地域活性化臨時交付金事業（平成21年度）（関係課）

- ・ 小中学校の耐震工事の施工や、高規格救急車の配備（南部分署）、防災備蓄倉庫、ソーラー照明の設置など、26の緊急事業を実施。

○産業フェスティバル、秋の養者園遊会（ふるさと養者秋まつり）、その他観光PR関連（商工労働課）

- ・ 平成17年度から、催し物経費及び賄い費等の抑制、出展者からの一部費用負担を徴収。県の観光振興補助金を充当することで、町費を削減。

○県の補助制度を活用し、町内の防災施設を整備（総務課）

5. 滞納対策等の強化・推進

(1) 振替納税の推進

(2) 税金滞納者に対する徴収強化

(3) 公共料金滞納者に対する取組みの強化

○税等収納率の向上、町税等の納付方法（税務課）

- ・ 滞納者に対し催告書の送付、差押予告に伴う納税確約、財産の差押に加え、現年度課税分の早い段階での電話催告及び臨戸徴収を実施。
- ・ 多様化する町民ニーズへの対応として、休日出張窓口（年2回）を開催。

6. 日常業務における経費の節減

(1) 節約意識の徹底によりムダのない経費節減

○公共施設内節電の徹底（関係課）

- ・ 食肉事業センターにおいては、焼却炉のお湯の再利用工事を実施。処理頭数が少ない日の焼却炉稼働停止により経費を削減。などにより、電気料を削減。

7. ライフサイクルコストを考慮した事業計画の推進

(1) 省エネルギーシステム等の活用

- 平成18年に養者町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱を制定。(商工労働課)
- 環境負荷の少ない生活の実現とその配慮の取組として、「養者町地球温暖化対策実施計画」を平成22年3月に策定。(生活環境課)

第9 公共施設の設置及び管理運営

公共施設の管理運営については、既存施設を有効活用するとともに、住民サービスの維持向上及び行政コストの縮減等を推進する必要があります。このため、「指定管理者制度」の導入について検討し、制度の活用が可能な施設について、順次導入しました。また、施設の統廃合についても総合的、広域的に検討しました。

1. 指定管理者制度の導入
2. 既存施設の有効活用
3. 民営化の検討・推進

○施設選定の検討（指定管理者制度の活用について）

- ・指定管理者制度の導入の可否について検討会（指定管理者制度部会）等にて協議した結果については下記のとおり。

【実施】

- ・地域福祉センター（地域包括支援センター）
（平成17年度より民間に指定管理委託）
- ・豊転作技術研修センター、寺町・桜井転作技術センター、農村婦人の家
（農林水産課）（平成17年度より各地域に管理委託）
- ・老人福祉センター（健康福祉課）（社会福祉協議会へ管理委託）

【引き続き調査・研究】

- ・心身障害者福祉センター、保育園、養者キャンプセンター、親孝行のふるさと会館、各教育関係施設

【中止】

- ◎養者鉄道駅駐輪場（烏江・美濃高田・養者）（管理情報課）
- ◎町営住宅（管理情報課）
- ◎福祉センター 他2施設
- ◎清華苑（生活環境課）
- ◎食肉事業センター
- ◎大型共同作業所、就業改善センター（農林水産課）

第10 公共工事の見直し

常に費用対効果を念頭に置きながら、所要の機能、品質を確保しつつ、公共工事について、財政健全化を推進しました。

1. 機能、品質の確保
2. 不正行為の防止

○工事契約における随意契約方式の転換（関係課）

- ・国・県は随意契約への転換を図っているが、当町としては、公平性の保持、予算の効率的使用の面から一般競争契約・指名競争契約にて事務を遂行する方針としたため、中止。

第11 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業は、地域住民の日常生活に必要な不可欠なサービスを提供しており、こうしたサービスが安定的に提供するためには、建設投資の適正な実施や料金設定の適正化など、効率的かつ健全な事業経営を推進しました。

1. 経営改革の推進
2. 定員管理、給与の適正化
3. 経費節減等の財政効果

○上水道事業・簡易水道事業、下水道・農業集落排水事業（水道課）

- ・未収金の徴収強化策として未納者に対して、未納通知及び給水停止予告を発送。納付方法について未納者に誓約書を提出させている。

○地域福祉センター（地域包括支援センター）

- ・平成19年3月に㈱こすもすケアセンターと指定管理委託を締結。民間事業者の能力を活用することで、福祉サービスが向上し、19年度の利用者1,457名、20年度の利用者1,451名、21年度の利用者1,988名、毎年利用者が増加している。

○食肉事業センター

- ・平成21年5月20日に岐阜県食肉事業協同組合連合会や関係市町村、団体により「岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会」が発足しており、「新と場建設」に向けて慎重な協議が続けられているため、当面は現状維持とする。経費節減の努力については、引き続き推進する。

第12 広域行政の推進

地方分権の進展や少子高齢化の進行、高度化、多様化する住民ニーズなど、自治体は解決すべき多くの課題も抱えています。こうした諸課題に対応していくため、各種の事務について効率化等の見地から広域的な連携が必要であり、これを推進してきました。

1. 広域的な課題についての調査・研究

○災害時対策における広域応援体制の確立（消防署）

- ・現在、岐阜県広域化運営計画に基づく3消防本部（海津・養老・不破）による西南濃地域広域化等研究会・同作業部会が設置され、今後も、検討を継続。

○大垣広域協議会

- ・地域広域市町村圏協議会が平成22年3月で解散し、新たに平成22年4月から西濃地域各市町が連携して職員研修を行う組織として、「大垣広域協議会」が発足。